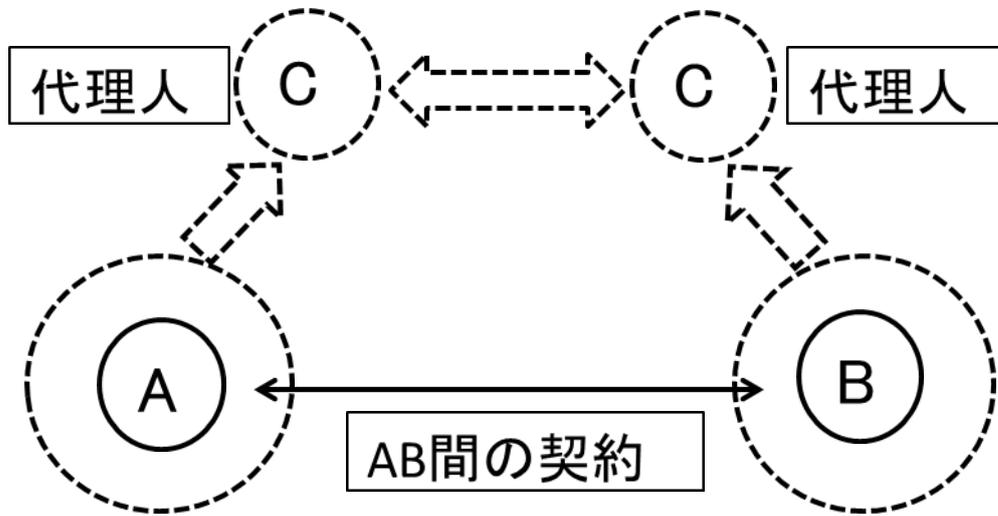


天理市地域公共交通活性化協議会における双方代理とは

双方代理とは



AB間の法律行為（契約）について、Aの代理人CとBの代理人Cとが同一人である。

（民法第108条）

（自己契約及び双方代理）同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

天理市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が事業を行う場合は協議会会長（市長）と事業者との契約となる。同様に、国・県からの補助金等を支出の場合は協議会会長と国・県との交付請求や補助金交付となる。今回問題となるのは、市から協議会への負担金の請求を協議会会長（市長）から天理市長に行うことによるもの。

なお、契約とは相対する二人以上の合意により成立するとなっているが、そもそも協議会が人格（法人）をそなえているかということであるが、協議会名で多くの事業（他者との契約）をしており、市財政当局から「みなし法人」とみなされ双方代理となるため是正されたしとの指導を受け改正するものである。

（みなし法人）

法人登記はされていない(未登記)の団体で、(1)共同の目的のために結集した人的結合体であって(2)団体としての組織を備え(3)そこには多数決の原理が行われ(4)構成員の変更にもかかわらず、団体としてのものが存続し(5)その組織によって、代表の方法、組合の運営、財産の管理その他団体として主要な点が確定しているもの。（出典：法律大辞典）